

群馬県バス運行対策費補助金交付要綱

群馬県バス運行対策費補助金の交付については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号）（以下、「国庫補助金交付要綱」という。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この補助金は、県民の生活に必要な地域間幹線系統（別表 1 に定める要件に適合する系統）を運行している乗合バス事業者に対して、運行費補助及び車両減価償却費等補助を行うことによって、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

第 2 章 路線維持費補助金

（補助対象系統）

第 2 条 補助対象系統は、別表 1 に定める要件に適合する系統とする。ただし、関係市町村等から当該系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額に対し、相当の補助等を行う取り決めがある系統を除く。

（補助対象事業者）

第 3 条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、群馬県地域公共交通活性化協議会生活交通分科会設置要綱（令和 5 年 2 月 10 日施行）に基づく協議会（以下、「協議会」という。）での協議に基づいて県の定める一定の要件の下で、地域間幹線系統を運行するものとして知事が選定するものとする。

2 前項の補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- （4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- （5）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- （6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- （8）暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 第 1 項の補助対象事業者は、自己又は自社の役員等及び雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1）出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- （2）出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

（補助対象経費の額）

第 4 条 補助対象経費の額は、別表 2 に定めるところにより算定するものとする。

(補助対象期間)

第5条 本章における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象システムの要件成否の決定)

第6条 補助対象システムの要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による路線維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。ただし本条（1）の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

- （1）補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- （2）第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象システムに係るものに限る。）
- （3）補助対象システムの見直し計画（別に定める要領による。）

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、補助対象経費の1/2に相当する額の範囲内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書を当該申請者に通知し、補助金を交付する。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）本要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- （3）補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(不当介入があった場合の届出義務)

第12条 補助事業の遂行において第3条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報するものとする。

(調査)

第13条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第 3 章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者)

第 15 条 補助対象事業者は、第 3 条の要件に該当する者とする。

(補助金の交付額)

第 16 条 補助金の交付額は、補助対象車両減価償却費及び当該車両の購入に係る金融費用の $1/2$ の額の範囲内で知事が定める額とする。

(補助対象事業の基準)

第 17 条 本章における補助対象事業は、補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象経費は、別表 3 に定める要件に適合する補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表 4 に定めるところにより算定するものとする。

(補助金交付申請)

第 18 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 3 号様式による車両減価償却等補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第 2 条第 2 項の事業報告書（本章に係る経常費用を除く。）及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 20 日までに知事に提出するものとする。ただし、路線維持費補助金の交付の申請を行っている場合は、本条の添付書類を省略することができる。

(補助事業の変更の承認)

第 19 条 補助対象事業者は、補助金の変更を生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第 20 条 知事は、第 18 条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第 4 号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書を当該申請者に通知し、補助金を交付する。

(準用規定)

第 21 条 第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 13 年度から適用する。ただし、平成 12 年 10 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの補助対象期間に係る「第 2 種生活路線維持費補助金」、「第 2 種生活路線維持費補助金」については「群馬県地方バス路線維持費補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。
- 2 この要綱は平成 14 年度から適用する。
- 3 この要綱は平成 15 年度から適用する。
- 4 この要綱は平成 16 年度から適用する。

- 5 この要綱は平成 17 年度から適用する。
- 6 この要綱は平成 18 年度から適用する。
- 7 この要綱は平成 19 年度から適用する。
- 8 この要綱は平成 21 年度から適用する。
- 9 この要綱は平成 22 年度から適用する。
- 10 この要綱は平成 23 年度から適用する。
- 11 第 5 条（第 18 条において準用する場合を含む。）中「1 年間」とあるのは、平成 23 年度に限り、「4 月 1 日から 9 月 30 日の間」と読み替えるものとする。ただし、次条に基づき申請する補助対象事業を除く。
- 12 第 2 条に定める補助対象事業の基準に関わらず、この要綱施行の際、現に別表 5 の補助対象系統の要件に合致している系統については、平成 23 年度に限り、補助対象系統とする。
- 13 第 2 条ただし書きに該当する系統であって、この要綱施行の際、現に群馬県バス運行対策費補助金の交付を受けている系統については、平成 24 年度までの間に限り補助対象系統とする。
- 14 「群馬県バス運行対策費補助金交付要綱」に基づき平成 23 年 3 月 31 日までに取得した車両については、第 14 条の基準に適合した車両とみなす。
- 15 附則第 12 条に基づく補助対象系統を主に運行するために取得する車両については、平成 23 年度に限り、第 14 条に規定する補助対象系統を運行するために必要な車両とみなして同条の規定を適用する。
- 16 この要綱は平成 27 年度から適用する。
- 17 交付要綱別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和 2 年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により 15 人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 18 交付要綱別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）の「補助対象経費の算出方法」における平均乗車密度について、令和 2 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度実績と令和 2 年度実績を比較して高い方を採用するものとする。
- 19 令和 2 年度に限り、補助金交付申請書の提出について第 7 条の規定を適用せず、令和 3 年 3 月 31 日までに知事に提出するものとする。
- 20 この要綱は令和 2 年度から適用する。
- 21 交付要綱別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和 3 年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により 15 人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 22 交付要綱別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）の「補助対象経費の算出方法」における平均乗車密度について、令和 3 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度実績と令和 3 年度実績を比較して高い方を採用するものとする。
- 23 令和 3 年度に限り、補助金交付申請書の提出について第 7 条の規定を適用せず、令和 4 年 3 月 31 日までに知事に提出するものとする。
- 24 令和 4 年度の補助対象系統の経常収益には、運送収入の実績額のほか、令和 3 年度群馬県乗合バス運行費支援金交付要綱（令和 4 年 1 月 6 日施行）に基づき交付された支援金額について、補助対象系統ごとに実車走行距離など合理的な方法により按分した金額を算入するものとする。
- 25 この要綱は令和 3 年度から適用する。
- 26 交付要綱別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和 4 年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により 15 人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 27 交付要綱別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）の「補助対象経費の算出方法」における平均乗車密度について、令和 4 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度実績と令和 4 年度実績を比較して高い方を採用するものとする。
- 28 令和 4 年度に限り、補助金交付申請書の提出について第 7 条の規定を適用せず、令

和5年3月31日までに知事に提出するものとする。

29 この要綱は令和4年度から適用する。

30 第7条第1項第3号は令和6年度から適用する。

31 交付要綱別表1路線維持費補助金(補助対象系統)の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和5年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により15人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。

32 この要綱は令和5年度から適用する。

33 この要綱は令和8年度から適用する。